

その貨物の当該船積地からの輸入価格が他の船積地からの輸入価格に比して著しく高いため、又は当該船積地から輸入する貨物の品質が他の船積地からの輸入する貨物の品質と著しく異なるため、当該船積地からその貨物を輸入することが困難となり、又は困難となるおそれがあること。

2 第五条第二項及び第三項、第六条第一項に次の但書を加える。

但し、組合員に出資をさせる輸出組合（以下「出資輸出組合」という。）以外の輸出組合は、第三号の事業を行うことができない。

第十一條第一項第一号中「輸出業者」を「輸出組合の所属員（輸出組合を直接又は間接に構成する者をいふ。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「輸出業者」を「輸出組合の所属員」に改め、同項に次の二号を加える。

三 組合員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

て、当該貨物と同様若しくは類似の貨物の生産業者若しくは販売業者へ輸出すべきこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の事項について、組合員の遵守を定めることにより、組合員のために対する団体協約を締結することができる。但し、貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量以外の輸出に係る取引に関する事項についてその組合員の遵守すべき事項を定めることができるのは、同項第三号又は第四号に掲げる事由がある場合において、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる事由を除去するため必要がある場合に限る。」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

(出資)

第十二条の二 輸出組合は、定款で定めることにより、組合員に出資をさせることができる。

第十五条第一項に次の但書を加える。

但し、出資輸出組合以外の輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載しなくてよい。

第十五条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の三 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

五の四 准備金の額及びその積立払込の方法

第十五条第二項中「又は事由を」の下に、「現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対し与える出資口数を」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

(出資輸出組合への移行)

2 第十六条の二 出資輸出組合以外の輸出組合は、定款を変更して、出資輸出組合に移行することができる。

3 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込)の規定は、前項の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による引渡を受けたとき」とあるのは「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出入取引法第十六条第一項の認可があつたとき」と、同条第三項中「組合成立」とあるのは「主たる事務所の所在地における輸出入取引法第十六条の二第三項の規定による登記」と読み替えるものとする。

4 輸出組合は、出資の第一回の払込のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

第一項の規定による出資輸出組合への移行は、主たる事務所の所

5 第三項の規定による登記は、理由を記する。
事の申請によつてする。

6 前項の登記の申請書には、出資額、輸出組合への移行を許す書面及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

7 総代会においては、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、出資輸出組合への移行に関する定款の変更について議決することができない。

第十八条第二項中〔昭和二十四年法律第八十一号〕を削る。

第十九条を次のように改める。

(準用)

第十九条 中小企業等協同組合法第三条第二項(住所)、第八条(登記)、第十一條から第十四条まで、第十九条(組合員)、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十四条(規約)、第三十五条から第三十六条の三まで、第三十七条规定第一項、第三十八条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで(総会及び総会)、第六十二条から第六十六条まで、第六十八条第六十九条(解散及び清算)、第七十条第二項及び第四項から第六項まで(事業)、第八十三条(第二項第三号及び第五号を除く)、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八

十七条から第九十六条まで、第十九条第一項及び第二項、第九十九条から第一百三条まで(登記)、第一百四条、第五百五条、第六百六条(難則)並びに第六百十五条第二号から第十二号まで及び第十五号から第十八号まで(罰則)の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、同法第二十八条中「前項第十一項の認証」とあるのは「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、第三十一条、第四十八条、第六十二条第二項、第一百四条、第五条及び第六百六条中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一条第一項中「二規約の設定、変更又は廃止」とあるのは「二規約の設定、変更又は廃止」、「二の二輸出入取引法第十二条中「四事業の全部の譲渡」とあるのは「四五輸出入取引法第十五条第二項第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二条第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八条第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込」とある

のは出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるいは出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「書面」と第九十七条第一項中「第三項」とあるのは「輸出入取引法第十八条第二項」と読み替えるものとする。

中小企業等協同組合法第十一条（出資）、第十五条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（準備金）、第五十九条から第六十一条まで（剩余金の配当等）、第七十条第三項（事業）、第八十三条第二項第五号、第八十六条第二項（登記）並びに第一百十一条第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、「三人」とあるのは「九人」と読み替えるものとする。

第十九条の次に次の二章を加える。
第十九条の二 輸入組合
(法人格)

第十九条の二 輸入組合は、法人と

第十九条の三 輸入組合は、輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与すると認められる貨物であつて、政令で定めるものの輸入業者又は輸入組合でなければ、設立

第十九条の四 輸入組合は、第七条

がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必

認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸入取引における価格・品質その他の取引条件若しくは数量その他輸入に係る取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてしては該当事由を除去することが困難である場合において、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物の価格・品質その他の取引条件・取引数量その他国内取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員のためにする団体協約を締結することができる。

の外、輸入組合の所属員（輸入組合員）を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。の共通の利益を増進するための施設を行うことができる。

である。

第十九条の五 輸入組合の組合員たる資格を有する者は、第十九条の三に規定する者であつて、定款で定めるものとする。
(準用)

(準用)

第十九条の六 第四章（第八条、第十一条及び第十二条を除く。）規定は、輸入組合に準用する。この場合において、第十三条中「三人」とあるのは「十人」と、「十人」とあるのは「五人」と、第十九条第一項中「輸出組合登記簿」とあるのは「輸入組合登記簿」と読み替えるものとする。

第五章中第二十条の前に次の二条を加える。

(輸出価格等に関する命令) を加える。

第十九条の七 通商産業大臣は、第五条第一項の協定を締結し、又は第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出額がその仕向地に輸出されるその貨物と同種の貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めている場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第五条第一項各

号の一に掲げる事由を除去する事ができなかつた場合において、当該事由を除去しなければ輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸出貿易の健全な発展に著しい

は輸出貿易の健全な発展に著しい

号の一に掲げる事由を除去することができるかた場合において、
当該事由を除去しなければ輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又
は輸出貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め
るときは、通商産業省令で、当該事由地に輸出する当該貨物の輸出
取引における価格、品質その他の取引条件又は数量につき輸出業者
の遵守すべき事項を定めることができる。

品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。
(輸入価格等に関する命令)

第十九条の八、通商産業大臣は、第

品目又は仕向地を定めて貨物の輸入の輸出を停止すべきことを命ずること
ができる。
(輸入価格等に関する命令)
第十九条の八 通商産業大臣は、第七条の二第一項の協定を締結し、又は第十九条の四第一項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸入業者の当該協定又は組合員の遵守すべき事項に係る船積地から輸入する当該貨物の輸入額が、その船積地から輸入されるその貨物と同種の貨物の総輸入額に対する比率を占めている場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項を除去しなければ輸入取引の秩序を保つべきであると認めるときに、当該船積地の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、通商産業省令で、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引を停止する。

2 通商産業大臣は、前項の規定に

該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないと認めるときは、通商産業省令で、輸入業者は、当該船積地から当該貨物

二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合」の下に「輸出組合、輸入組合」を、「中小企業等協同組合法」の下に「輸出入取引法」を加える。

印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「又ハ住宅組合」の下に「輸出組合若ハ輸入組合」を加える。

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く。)」の下に「輸出組合、輸入組合」を加える。

前項の規定による改正後の法人税法第九条第六項の規定は、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、同日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)」の下に「輸出取引法」を加える。

第三百四十八条第五項及び第七百四十六条中「水産業協同組合法」の下に「輸出取引法」を加える。

第一類第十一号 通商産業委員会議録第十一号 昭和二十八年七月四日

次に次の二号を加える。

五の二 輸出組合及び輸入組合

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号を次

のように改める。

二十四 輸出業者及び輸入業者

の協定並びに輸出組合及び輸入組合の組合員の遵守すべき事項及び国体協約を認可すること。

第二十五条第一項の表中

通商審議会	輸出入取引審議会
通商に関する政策及び計画に関する重要な事項を調査審議すること。	輸出振興並びに輸入物資の貿易及び配分に関する重要な事項を調査審議すること。
輸出入取引並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要な事項を調査審議すること。	輸出取引並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

過度の競争が行われる場合等を追加するとともに、さらに特定の場合において輸出業者のいわゆる輪番輸出を認めとを切望する次第であります。

大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

第三に、輸出組合につきましては、その財政的基礎を強化するため、出資制採用の道を開くとともに、輸出業者の協定に準じ、組合員の遵守すべき事項を定め得る場合を拡張し、かつ特定の協定における組合員の遵守すべき事項を定め得る場合を開きました。

第四に、輸入取引の競争が過度に行われる場合、通商協定の達成上割高物貿易でも輸入する必要がある場合等において、輸入業者の協定の締結を認め、さらに乱立防止の見地からする嚴重な規制のものとに、輸出組合の設立とその活動を認めることといたしました。

第五に、輸出取引または輸入取引における業者の協定または組合員の遵守規定と輸入組合の設立を認めることといたしました。

この法案は、これらの必要性を満たすために、現行輸出取引法に所要の改正を加え、私的占禁止法の適用除外の範囲を拡大することを目的とするものであります。

第一に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

第三に、現行法において認められており、輸出業者の協定または輸入業者の協定を認めることといたしました。

第五に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

第一に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

第三に、現行法において認められており、輸出業者の協定または輸入業者の協定を認めることといたしました。

第一に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

第三に、現行法において認められており、輸出業者の協定または輸入業者の協定を認めることといたしました。

第一に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

第三に、現行法において認められており、輸出業者の協定または輸入業者の協定を認めることといたしました。

第一に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

第一に、法律の題名を輸出入取引法に改めました。

内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

本案に対する質疑は次会において行うことといたします。

大西委員長 次に、中小企業金融公庫法案を議題とし質疑に入ります。質疑の通告がありますから、通告順によつてこれを許します。小平久雄君

○小平(久)委員 本法案は前国会において当委員会においても十分審議されましたが、本国会にあらためて提出されたところでありますので、大体問題は論議し尽された観があるのであります。小平久雄君

○大西委員長 本案に對する質疑は次会において行うことといたしました。

大西委員長 次に、中小企業金融公庫法案を議題とし質疑に入ります。質

疑の通告がありますから、通告順によつてこれを許します。小平久雄君

○小平(久)委員 本法案は前国会において当委員会においても十分審議されましたが、本国会にあらためて提出されたところでありますので、大体問題は論議し尽された観があるのであります。小平久雄君

○大西委員長 本案に對する質疑は次会において行うことといたしました。

大西委員長 次に、中小企業金融公庫法案を議題とし質疑に入ります。質

疑の通告がありますから、通告順によつてこれを許します。小平久雄君

○大西委員長 本案に對する質疑は次会において行うことといたしました。

大西委員長 次に、中小企業金融公庫法案を議題とし質疑に入ります。質

疑の通告がありますから、通告順によつてこれを許します。小平久雄君

○大西委員長 本案に對する質疑は次会において行うことといたしました。

大西委員長 次に、中小企業金融公庫法案を議題とし質疑に入ります。質

疑の通告がありますから、通告順によつてこれを許します。小平久雄君

ております大きな一つの問題は、彼らが金融上、長期の安定した資金で、比較的金利の安い金、これを利用することができほとんど不可能と申してもいいような状態にあるということが指摘され得るのではないかと思うのであります。現在の金融機構の上におきましては、わずかに開発銀行が昨年の九月から開始いたしました中小企業向けの見返り資金の貸出しが、金利一割、貸出し期間が五年という金を出しておるのをございまして、はなはだ不十分であるを免れ得ないのであります。そこでわれわれといたしましても、何とかして中月に五億程度のものが出でる程度でございまして、衆参両院においても小企業向けの、安定した、比較的の低利の金をいま少しぶんданに多く供給する仕組みを考えたい、こう考えて研鑽を積んでおりましたところ、昨年暮れの国会におきまして、衆参両院において、この種類の金を中小企業者に供給する仕組みとして特別会計を創設すべしという意味の決議が採択に相なつたのであります。私どもといたしましては、この院議に沿いまして、大蔵省筋と鋭意折衝いたしました結果、ここに御提案申し上げました中小企業金融公庫といふものをつくることに相なつたのでございます。特別会計で最初院議がきましたものの中を中小企業金融公庫にかえましたゆえんのものは、特別会計でありますれば、その運用を役人がやるわけであります。公務員は必ずしもその地位が安定しておりますが、おいて久くるところがありはしないで、首尾一貫した方針のもとに責任をもつてこの金融を担当するという面に、また財政法によります拘束が微細

○岡田(秀)政府委員 中小企業金融公庫は、やはり国家資金を経済界に流す仕組みの一つの機構でございますが、国家的な金融機関といたしまして現在政府が設立し、現に動かしておりますものは、いわゆる基本産業と申しますが、か、国家的な産業に投資することを中心とする目的といたすものとして開発銀行があるのですが、これは電源開発でありますとか、石炭の大きな船の開発資金でありますとか、あるいは船舶の金融であるとかいうようなものをねらうといふものとして開発銀行があるわけであります。一方、更生資金も含めまして、その他にも、中小企業のうちどちらかと申しますれば零細、小規模の方々に、また比較的小単位の金額を御融通申し上げることを中心とした使命として国民金融公庫が現に活動いたしております。従いましてこの中小企業金融公庫は、開発銀行のように大きなものではない。同時に国民金融公庫ほど小規模、零細なものではない。その間に何と申しますか、ます中小企業を金融の対象として持つて行くものである。かような使命をこなしていくという構想に相なろうかと考へて、公庫に授けることによりまして、既存の機構との重複も避け、しかもまた経済界に国家資金としての穴が生れずに行くという構想に相なろうかと考へておられるのであります。ところで中小企業金融公庫は、国家財政の現状から見まして、私どもいたしましてもまだ不十分とは存するのであります。が、ともかく百二十億程度の資金をもつて出発いたすことによつて、この点を御説明願います。

ります。従いまして、金額が非常に限
定されております關係上、これを何ら
かの目安をつけて運用するということ
にいたしませんと、雲散霧消して、ど
こへ行つたかわからぬということにな
つてしまふおそれがありはせぬかと思
うのであります。従いまして私どもと
しては、この金が積極的な意図のもと
に運用されるような方向に持つて行き
たい。先ほど申しましたように、金額
の点においては、国民金融公庫の担当
する部分よりはやや多めな点をねら
う。そしてまたでき得るならば新規な
貸出しという点で押える必要があるの
じやなかろうか。また必ずしも設備資
金に限定するわけではございませんけ
れども、既存のすでに陳腐化いたして
おりますところの機械を更新するとい
うふうな方向に使つていただきまして
ば、これに今後輸出に非常に努力して
行こうという日本の国是にも合致する
わけでございますので、設備資金に大
いに利用されることをわれくとして
は歓迎されるわけでございます。ただし
かし設備資金一点ばかりでやるうとい
わけではございませんけれども、過去
の債務の肩がわりといふところまで行
くことになりますと、これは中小企業
者のために非常に役に立つということ
は否定することはできないと思うので
あります。が、金額がいさざか足らない
のじやないかという懸念があるのであ
ります。今のところ私どもといたしま
しては、その点は公庫の資金源の拡充
を見たあととということにいたしまし
て、さしあたりは新規貸出しのものに
限定して行くことがよろしいのじやな
からうかという考え方をいたしておるの
であります。なおこの点につきまして

○小平(久)委員 本公庫は、国民金融公庫よりも若干上の大口の融資をやる、また開発銀行よりも下の融資を行なうというところにあるようであります。従つてその幅は非常に広いのであります。そこで国民金融公庫及び開発銀行との関係におきまして、一融資先当りの融資の金額、あるいは融資先の規模との関係はどういう関係になりますか。具体的に御説明を願いたい。

○岡田(秀)政府委員 国民金融公庫におきましては、現在のところ平均残高を押えてみると、約十万円であります。扱い件数が現在のところ十八万件程度に相なつておりますが、その総平均が大体十万円ちよつと切れる程度であります。法律の限度を申しますと、普通の場合一件五十万円が限度でございまして、連帯保証で出て参ります場合におきましては、一件当たり二百万円が限度に相なつておるのであります。

この中小企業金融公庫によりましては、貸出しの限度は一件最高一千万円までということにいたしておりますのであります。これが今の開発銀行の中小企業向けの見返り資金の貸出しと大体同じ形に相なつておるのであります。

○小平(久)委員 そうしますと、この公庫から融資する金額の最低は大体十万円程度と考えてよろしいのですか。

○岡田(秀)政府委員 国民金融公庫の貸出しの平均は約十万円でございますが、法制上は普通の場合は五十万円とみなつておるわけでございますから、

其 次
一
種
必
要

大体見当としては五十万円見当が国民金融公庫と中小企業金庫との限界になるかと思うのでございますけれども、実際の貸出しからいうと、五十万円以下ではないかぬということはないのであります。大体のところは、法制上の限度からいえば、五十万円程度のところが両者の限界かもしれません。若干のところは交錯すると考えてよろしいかと思います。

○小平(久)委員 実はその辺のところが、実際問題として一番問題になつて来るのではないかという気がいたすのであります。申しますのは、先ほど御説明がありましたが、一体公庫の

金をどういう方面に流すか、中小企業と申しましても、非常に幅が広いので、そのうちの中の方に重点を置いて運用するか、あるいは小の方に重点を置いて運用するか、これが非常に重大な問題だと考えます。そこでもし小の方に重点を置くことになります

うものが必ずしも妥当かどうか疑問があるのです。そういう点が問題になるのであります。しかば根本的にこ

れをどうして判断するかということになりますと、一体現在の中小企業者に

あるのです。そういうものができる見込みがあります。そういう意味から考えますと、

公庫の金がそこまで、かゆいところまで手が届くには不十分であろうかと

思ふのであります。また一方設備が非

常に古くて、これをある程度手入れをすればコストが下つて、うまく行くの

だというふうな状態にある中小企業者も、これまでかなりの数になること

は否定し得ないであります。そういう方の御要求がありました場合にこれ

をどうするか、これを大いに尊重しないければならぬことはまた論をまたぬ

から判断するよりほかにないのであります。要

は両方とも十分に要求に応ずるよう

に現在の中小企業にとりまして、より緊急に必要とされておるのは、設備の合理化のための資金か、あるいは高金利から脱却するためのものであるか、

この点についてどのように認識されておりますか、ひとつ御所見を承ります。

○岡田(秀)政府委員 現在中小企業者の要求しております金融上の問題としましては、私は経営上の合理化と申しますが、既存の、たとえばすでにある程

度高利の不安定な金を借りておる、それを低利の安定した資金に借りかえた

いという要求が相当熾烈であるという

ことにつきましては異論はないと思う

のであります。一方その場合におきま

して、肩がわりをしてやりましても、単に今借りておる金の金利が下つた、

支払いの期限が延びたというだけで、

その企業が積極的に局面打開の方向に伸び得るかどうかというところに

あります。一方その場合におきましては、着々いわゆる市中金融ベース

におきまして借りかえを懸念し推進し

て参つております。ただいまお話を合

理化のために、旧債の借りかえ 高利

債の借りかえ等を積極的にやつたら

いのではないかというお説は、まことに

あります。一般的な長期化とか、何とか構想という

考え方もあるわけでございますが、現

在のところ私どもの考え方いたしましては、あとう限り金融機関のベースに

よりまして、信用保険制度の活用等によつて高利債の低利借りかえを推進し

て参りたいと思います。お尋ねの合理的な計数的な、なし科学的なベース

で立証し得る資料があるかということ

であります。さしあたりそこまでつ

りかえを推進いたしますことは、これ

は目に見えて合理化に役立つところでござります。現に国民金融公庫におき

ましては、いわゆる高金利で借りてお

ります零細な企業者は高金利だけのた

めに困つて、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何

万円かの収益を収めるという点からい

れば、資料として出し得るようございま

すから、御参考に供したいと思いま

す。私は先ほど來の論議

を通じましてもうそろ思ひであります

が、一口に中小企業と言つております

が、申すまでもなくその幅が非常に広い。従つていろ／＼な中小企業関係の

施策というものが、一口に中小企業と

合、こういつたものをすべて使うとい

この公庫が運用できなければ申し分ないであります。これは従来の契約者に若干の疑惑がござりますので、これを改正いたしまして、この一月一日以降は、従来正常の金融機関以外のものといたしましては、さしあたりとしては積極的に前進し得るような方向に、この金が役に立つという面に運用できれば、一番國全体としてよろしいじやなからうかと、今のところ考えておるのであります。

○小平(久)委員 その点はお互の、いわば感じで判断しておるようなものでありまして、どちらを主とするかといふことは、なかなかむずかしいと思うのですが、でき得れば何か統計的にいうか、科学的に、よりどちらを主とすべきかというふうな資料がもつてあります。ひとつつくつてもらいたいと思うのですが、いかがですか。そういうものができる見込みがありましようか。

○石井(由)政府委員 中小企業の經營を安定いたしましたために、高利債の借りかえを推進いたしますことは、これ

は目に見えて合理化に役立つところでござります。現に国民金融公庫におき

ましては、いわゆる高金利で借りてお

ります零細な企業者は高金利だけのた

めに困つて、これから脱却できれば

目に見えて、月々何千円あるいは何

万円かの収益を収めるという点からい

れば、資料として出し得るようございま

すから、御参考に供したいと思いま

す。私は先ほど來の論議

を通じましてもうそろ思ひであります

が、一口に中小企業と言つております

が、申すまでもなくその幅が非常に広い。従つていろ／＼な中小企業関係の

施策というものが、一口に中小企業と

合、こういつたものをすべて使うとい

うことでやられておりますし、本

公庫もまた一口に中小企業というよう

に、全体としてこれが融資の道を講じよう、こういうことになつておるのであります。それも現実の姿から申

し上げましたように、金に不十分な

利から脱却するためのものであるか、

下ではいかぬということはないのであ

ります。それで、これを一本にとらえるがゆえ

てあります。そこで私ども私ども私ども

あります。それも現実の姿から申

し上げましたように、金に不十分な

利から脱却するためのものであるか、

う気持のようでありますと、この点につきましては先ほど來の質疑によつて申し上げましたように、大体公庫の金をどの方面に流すかということによつて、大体代理機関の使い方といふものがきまつて来るしやないか。そこで一部には、從来の市中銀行のやり方等についても、これは業界に大いに不満もありますし、また從来市中銀行が中小企業の金融に占めた地位というのも無視し得ないといふ面も確かにあります。しかしながらまた一面には、通産省が年来主張して參つておるところの、この業者の組織化といふ面からして、商工中金の存在ももちろん無視し得ない。これいよいよ強化せよといふこともまた国民の声であることは間違ひがないと思うのであります。そういう点をいろいろ考へ合せますと、なか／＼金融機関の選択といふものはむずかしいと思うのであります。それ／＼の金融機関にどのようないい方針について概要を承りたいと思ひます。

○岡田秀(政府委員) 先ほど申し上げましたように、今度御提案申し上げましたところの中小企業金融公庫法案は、要するに開発銀行並びに国民金融公庫の中間にありますところの中小企業者を対象として、特殊の長期の安定いたしました低金利の資金を流して行く仕組みにいたしたいと考えておるのあります。その対象でありますところの中の中小企業者の從来からの取引金融機関をちよつと見てみますと、いわゆる銀行筋が相手にいたしております

るものは、件数でいいますと約八十萬くらいあるのであります。これが人間數に直しましてどのくらいになるか、これははつきりした数字は出ないが、これはついても、あります。これからまた相互銀行は、件数から申しますれば百六十万件くらい。信用金庫が五十五万件くらい、國民金融公庫が十八万件、信用組合が約十万くらい、それから商工中金は、これは組合の数になりますが、七千組合くらゐを相手といたしておるのであります。そして各金融機関はそれ／＼自分の性格に合うような特徴のある仕事振りをいたしておりまから、中小企業者におきましても、二つの金融機関にまたがつて取引している人は相互銀行とおもに取引している人もあることは否定できませんけれども、銀行によつておる中小企業者あるいは相互銀行とおもに取引している業者というように、金融機関別な格段のものがあることは否認できませんけれども、銀行によつておる中小企業者であつて、これは商工中金がすでに十数年の経験を持つております。やつと各府県に一つづつの店舗があるくらいであります。それで、あつてもなか／＼困難であります。そしてこの今までの経験を持つておりまして、やつと各

業者と対して運営いたして行くべき考へなのは、その辺のところの方針について概要を承りたいと思ひます。

○岡田秀(政府委員) 先ほど申し上げましたように、今度御提案申し上げましたところの中小企業金融公庫法案は、要するに開発銀行並びに国民金融公庫の中間にありますところの中小企業者を対象として、特殊の長期の安定いたしました低金利の資金を流して行く仕組みにいたしたいと考えておるのあります。その対象でありますところの中の中小企業者の從来からの取引金融機関をちよつと見てみますと、いわゆる銀行筋が相手にいたしておるのあります。かような考え方のものに

現状を考へてみますと、この中小企業者に對して金融を担当いたしておりますとところの各種の金融機関を適当に活用いたしまして、これにそれ／＼資金を流すことによつて、いろいろの特徴のある金融機関の窓口を通じて中小企業者に金が流れ行くのではないのか、かのように考へるのであります。これをまた相手に金が流れ行くのではないのか、かのように考へるのであります。それ／＼の金融機関は、それ／＼この公庫の代理店として活用いたしたいのであります。たゞ、活用するそのウェーブに問題等を考慮いたしますれば、若干の問題等を考慮いたしますれば、若干の特殊の考慮を払わねばならぬかといふふうに考へておるのであります。建設前としては、金融機関はそれ／＼この公庫にまわる金額というものは非常に少くなつて來る、そういう心配がありますと、この中小企業のうちの小の企業の方にまわる金額といふものは非常に少なくなつて來る、そういう心配があります。そこで先ほど来てお話をありましたが、銀行筋はそれ／＼この公庫の代理店として活用いたしたいのであります。たゞ、活用するそのウェーブに問題等を考慮いたしますれば、若干の特殊の考慮を払わねばならぬかといふふうに考へておるのであります。

○小平(久)委員 それで次に移りますが、次に伺つておきたいことは、今までにあんぱいして参りたい、かよう

て公庫の金を流します場合におきましても、中金等につきましてはその持つてある使命ないし資金源獲得の難易の問題等を考慮いたしますれば、若干の特殊の考慮を払わねばならぬかといふふうに考へておるのであります。たゞ、活用するそのウェーブに問題等を考慮いたしますれば、若干の特殊の考慮を払わねばならぬかといふふうに考へておるのであります。

○岡田秀(政府委員) 第一の御質問でござりますが、私ども先ほど申し上げましたように、中小企業金融をやつておりますところの各種の金融機関を代理店に活用するという建前をとりたおりますが、それ／＼の金融機関に対する扱いは公庫でいたしますが、建前といったとしてではそういたしたい、ということを申し上げたのであります。その貸出しでありますと、ある種のお得意先に片寄つてしまふというようなことがあ

つもりですか。

○岡田(秀)政府委員 この前御審議を

願つておきましたときに、新聞紙上等に総裁候補者の名前が二、三出たことがござりますが、われくといたしましては、あの当時また全然あいう構想はなかつたのであります。要するに役員の一番の中心は総裁でござりますが、どういう総裁を推薦するかといふことは、大臣の方におかれましては、東京にあるような、中心にやつてある十大銀行、こういふものは指定するには避けてもらいたい。先ほどお話をあつたように、それく特殊事情があるのだとおしやるかしれないけれども、この本質が中小商工業者といふことにあるので、こういうものはな

くべく避けて、そして地方銀行だとあるいはまた信用金庫だとか、こういふなうなものに私は重点を置いて進んでいただきたい、こう思うのですが、あなたのお考えはどうでしょう。

○長谷川(四)委員 どうも長官は、い

よいよ一大銀行に優先的にこれに権利を与えるんだという心底の方が強い

うであります。そこで中金の中金のが

三%という率、二十七万という数字で

あるのだとおしやるかしれないけれども、この本質が中小商工業者といふことにあるので、こういうものはな

くべく避けて、そして地方銀行だとあるいはまた信用金庫だとか、こういふなうなものに私は重点を置いて進んでいただきたい、こう思うのですが、あなたのお考えはどうでしょう。

○長谷川(四)委員 先ほども申し上

げましたように、このできるべき金融

公庫は中小企業者を対象にしてやるの

と、対象といたします中小企業者は、

ことは明らかであると思いますけれども、そういう者であつてはならないの

なり古手の余りものの、持つて行き場

庫との中間に位することをねらいとい

たしておるのであります。そうします

と、対象といたします中小企業者は、

お話をあつたように、このできるべき金融

公庫は中小企業者を対象にしてやるの

と、対象といたします中小企業者は、

公庫は中小企業者を対象にしてやるの

と、対象といたします中小企業者は、

公庫は中小企業者を対象にしてやるの

と、対象といたします中小企業者は、

特定の金融機関を除外するということはいたしません。公庫の金を流す流れ方ににおいて、それくの、先ほど申

し方において、ただ一大銀行であります。一番多いのは相互銀行であります。

○長谷川(四)委員 長官少しうるい

うものをお考へるようになります。

○長谷川(四)委員 長官少しうるい

うものを考へるようになります。

まして、金融機関に流す金額の高

いものを考へるようになります。

○長谷川(四)委員 長官少しうるい

うものを考へるようになります。

うふうにきめておらぬであります。

今申し上げましたような、考え方の中に
入れねばならぬ要素というものは多々
あるのであります、その一つの例と
いたしまして、先般商工中の性格論

も申し上げたようなわけであります
が、商工中金のごときもまた、お話の
中にありました残高から見ればたつた
三%ではありますけれども、先ほど申

しましたように、商工中金といふもの
は特殊の性格と特殊の弱点を持つてお
りますので、これらを補う意味からい
うて、相当特殊の考慮を払わねばなら
ぬといふことも申し上げたのであります。
さような根本方針のもとに、銀

行別の割振りを作業するように、公庫
ができましたら指令を出さねばなら
ぬ、かように考えておるわけでありま
す。

○長谷川(四)委員 どうも長官ははつ
きりしない。聞きたいことは一つも言
つてくれぬ。そこでそれでは商工中金
に今二十億ある。今後あとどのくらい
流れお考えがありますか。私はそれを
かたにとつて、あとで、お前はこれだ
けと言つたじやないか、これだけなけ
ればならぬということは絶対申し上げ
ぬ。あなたは大体これくらいのものが
という仮定に立つておるのだから、仮
定といふのは間違つてもいいのだから
ら、大体その程度だらうというくらい
のことはひとつ明らかにしてもらいた
い。中金にはどのくらい、あなたの胸
算段がござりますか、ひとつ伺いまし
よう。

○岡田(秀)政府委員 こういうふうな
席で、きちつとあらためて質疑応答
をいたしまして、速記録に載つておる
場合におきましては、どうも胸算用の

点でこのくらいだらうというのは、申
し上げてもがえつて失礼かと存ずるの

であります、商工中金に対しまして、
は、るる申し上げておりますように、

単にその貸出し残高が全金融機関の貸

出し残高の三%にすぎないということ
だけでなしに、また先般お話になりま
したように、金利の問題も大いに低下

して行かねばならぬという問題、いろ
いろな点がございますので、この百六
億から開発銀行が四月一日から貸し出

しました二十億、その残りの八十六億
の配分に際しましては、中金に対して
は大いに敬意を払うつもりであるとい
うところで御了承を得たいのであります。

○長谷川(四)委員 どうしてもおつ
やれないといふのであれば、あとでゆ
っくり伺いに参ります。

時間が参りましたので、私は質問を
打切りますが、いざれにいたしまして
も、申し上げたように金融をしても
らうといふのは非常にいいんだけれど
も、役員の点等につきましては、十分
御考慮に入れてもらいたい。この点は
特に次官も頭の中に入れてもらいたい
と思います。以上をもつて私の質問を
終ります。

○大西委員長 質疑はこの程度にいた
しまして、この際お詣りいたします。

ただいま経済安定委員会において審査
しております私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律の一部を改
する法律案は、本委員会といたしまし
ても密接な関係がありますので、經
濟安定委員会に連合審査会を開きたい
旨申し入れたいたと存じます。が、御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大西委員長 御異議なければ、さよ
うときはからいたいと存じます。

なお連合審査会開会の日時に關しま
しては、經濟安定委員長と協議をいた
しまして決定いたしたいと存じます。

が、大体来る九日、木曜日になると存
じますから、さよう御了承願いたい
と存じます。

本日はこの程度にいたし、次会は明
後六日前十時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

昭和二十八年七月十日印刷

昭和二十八年七月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局